

vol.2

冬みちだより

南区にお住まいの皆さんにお伝えしたいことがございます。



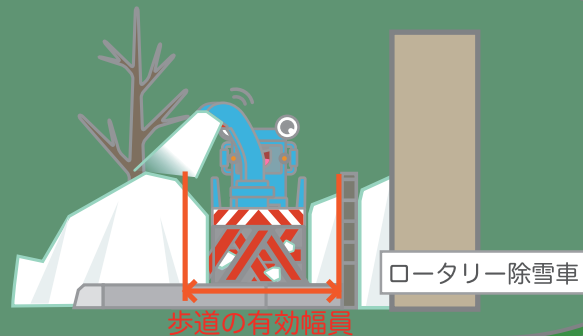
この歩道は
除雪されないのかなあ

歩道除雪を行うことができる道路は
限られています。

その理由について裏面で説明いたします。

歩道除雪とは

歩道に降り積もった雪を
ロータリー除雪車
で歩道と車道の間に
積み上げる作業



歩道除雪の対象

歩道の有効幅員（電柱などの支障物を除いた道幅）が2m以上あり、
除雪した雪を積んでおくだけの余裕幅がある歩道の中で、
地下鉄駅や公共施設周辺など、歩行者が多い歩道。

歩道除雪の出動条件

- ・目安として10cm以上の降雪があり、歩行者の通行が難しいとき
 - ・風雪や地吹雪などによる吹き溜まりの発生が予想されるとき
- ※歩行者の安全面などから夜間に作業を行います。

ご注意ください STOP! 雪出し

私有地の雪を道路に出す「雪出し」は、通行の障害になるほか、事故の原因にもなる**大変危険な行為**です。

また、「雪出し」は**法律に違反する行為**です。

この規定に違反したものは5万円以下の罰金に処されます。

※道路への雪出しは『道路交通法 第七十六条』『道路法 第四十三条』で禁止されています。



ご理解とご協力をお願いいたします。

○発行 / 札幌市南区土木部維持管理課

○お問い合わせ / 区の除雪事業について ▶札幌市南区土木部維持管理課（南土木センター）電話：011-581-3811

区の除雪作業について ▶北地区除雪センター 電話：011-583-6851

▶南地区除雪センター 電話：011-573-9222

※お住いの区域の除雪センターについては、冬の暮らしガイドや、札幌市南区ホームページにてご確認ください。

※除雪センターでは、通話の内容を正確に記録し、適切な対応を行うため、すべての通話内容を記録しています。

●次回のリーフレット発行予定 / 第4号：2月

このリーフレットのバックナンバーを札幌市の南区ホームページに掲載する予定です。

●このリーフレットは札幌市立大学の学生がデザインしました。

札幌市南区 除雪関連

検索

SAPP
RO

さっぽろ市
02-Q02-23-2056
R5-2-1314